

頁	訂正箇所	誤	正
5	下から1行目	図1. 1. 2. 2-1 「住宅に係る建築主の判断基準」	「住宅に係る建築主の判断の基準」
10	表1. 2. 1-1 表題	建築物の用途、規模別の…	住宅の行為別、規模別の…
46	下から15行目	壁、窓等を通しての…	外壁、窓等を通しての…
86	ページ中央「CEC、エネルギー消費係数」文中	CECの値が1.0以上であれば、…	CECの値が1.0以下であれば、…
104	表3. 1. 3-2 「当該モデルの断熱仕様」欄外の※1	熱伝導率による断熱材のランク分けをP. 140、…	熱伝導率による断熱材のランク分けをP. 139、…
112	ページ中央 2) ※部分	表3. 1. 2. 1-8参照	表3. 1. 2. 1-7参照
128	表3. 1. 2. 1-23 表中	日射侵入率 ※表3. 1. 2. 1-20	日射侵入率 ※表3. 1. 2. 1-19
128	表3. 1. 2. 1-24 表中	補正係数 ※3. 1. 3-7参照	補正係数 ※3. 1. 2. 1-13参照
133	1行目	…多くの断熱構法が考えら、屋根スラブに…	…多くの断熱構法が考えられ、屋根スラブに…
148	表3. 2. 2-1 表中「昇降機」欄	(1) 3階以上:全ての建物	(1) 3階以下:全て対象
		(2) 4~15階以上:2台以上設置の場合	(2) 4~15階:2台以上設置の場合
160	上から2行目	床面積が5,000㎡以上の住宅について…	床面積が5,000㎡以下の住宅について…
161	「● 対象となる設備:居住環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられたもの」の表の上段の「対象となる設備及び設置箇所」の欄	全般照明、	屋内に限る共用部
		建築部内部の天井、壁部分に設置	屋内共用部の天井、壁部分に設置
		「明視性」および「透明性」確保 / 壁灯等、ポーチ、外壁など建築物のごく近傍	(全文削除)
166	表3.2.3.3-3 標準照明消費電力Wsの設定値」の表中	◎ カテゴリー1 : 屋内エントランスホール・風除室 ◎ カテゴリー2 : 集会室、共用施設室 ◎ カテゴリー3 : メールコーナー、管理室、屋内廊下、屋内EVホール ◎ カテゴリー4 : 屋内階段、屋外階段、屋外廊下、ポーチ、屋内駐車場、機械室・倉庫等、	◎ カテゴリー1 : 屋内エントランスホール・風除室※ ◎ カテゴリー2 : 集会室、共用施設室、 ◎ カテゴリー3 : メールコーナー※、管理室、屋内廊下、屋内EVホール ◎ カテゴリー4 : 屋内階段、機械室・倉庫等、 ※ は屋内に設置されたものに限る
185	図3. 2. 3. 5-2 CEC/EVの計算のフロー	速度制御方式による係数 F_T 表2. 3-11	速度制御方式による係数 F_T 表3. 2. 3. 5-2
287	ロ(イ)の表	IV地域とV地域の区切り位置が間違っている	「V地域」の基準値は0.07 ※P96/表3.1.1.4-4のIV地域とV地域の区切り参照
381	奥付の表題	特定建築物(住宅)の省エネ措置届出ガイド	特定建築物(住宅)の省エネ措置の届出ガイド